

主 文

公共職業安定所長が○年○月○日付けで再審査請求人に対してした、「再審査請求人が○年○月○日に雇用保険の被保険者資格を喪失したことを確認する」旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「利害関係者」又は「会社」という。）に入社し、雇用保険の被保険者資格を取得した。
- 2 会社は、○年○月○日、請求人が自己の都合により同年○月○日付けで離職したとして、雇用保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）に送付した。安定所長は、同年○月○日、資格喪失届を受理し、請求人が○年○月○日に雇用保険の被保険者資格を喪失したことを確認する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 3 請求人は、○年○月○日、公共職業安定所長より交付された「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」により、本件処分がされていることを知った。
- 4 本件は、請求人が、○年○月○日以降は「適応障害」により休職をしていたのであって、同月○日に退職はしておらず、雇用保険の被保険者資格を喪失したことはないと主張して、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が、○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 利害関係者

(略)

3 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件処分の妥当性の有無は、請求人が○年○月○日付けで会社を退職した事実の存否に係ることから、以下検討する。

(2) 利害関係者は、請求人が○年○月○日にCに電話で退職の意思を表示しCが承知したので、自己都合により退職したと主張する。

しかし、同日の電話の内容については、利害関係者と請求人との主張の間に相違がある上、一件記録を精査するも、これを確認できる客観的な資料はない。また、会社の就業規則第○条には、自己都合により退職する場合の規定があるが、請求人は同規定に基づく退職届を提出していないし、同日以降も健康保険証を使用して病院を受診しており、健康保険証も返還していない。さらに、同月○日付け診断書は、請求人が休職するために作成を依頼したものである。これらの事情を考慮すると、○年○月○日の電話で、請求人が退職の意思を表示したとの事実を認めることはできない。

そうすると、請求人が自己都合により会社を退職した事実は認められないことから、当審査会としては、請求人は雇用保険の被保険者資格を喪失していないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は失当であるから、取り消すこととして、主文のとおり裁決する。